四、協同乳業株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第二十三号

排除命令

東京都中央区日本橋小網町一丁目三番地
協同乳業株式会社
右代表者　代表取締役　永井国男

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　協同乳業株式会社は、取引先である卸売業者を対象に、昭和四十七年三月一日から同年五月三十一日までを期間とし、「名糖アイスクリーム販売員サービスプレゼント」と称して行なった景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨、および今後このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「名糖アイスクリーム販売員サービスプレゼント」の通知を受けた同社の取引先卸売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、乳製品等の販売に関し、同社から当該商品を買い受けて販売する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商

品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　協同乳業株式会社（以下「協同乳業」という。）は、肩書地に本店を置き、牛乳、醗酵乳、アイスクリームその他の乳製品等の製造販売業を営む事業者である。

二　協同乳業は、その東京事業部アイスクリーム事業所の受持区域である東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県および群馬県の地域にある同社のアイスクリームの卸売業者約二百店の従業員である販売員および卸売業者の店主自らが直接販売活動を行なっている店にあっては当該店主を対象として、昭和四十七年三月一日から同年五月三十一日までを期間とし、「名糖アイスクリーム販売員サービスプレゼント」と称し、同期間中同社のアイスクリームのうち、ソフトケートバニラ、ソフトケートパイン（以上小売価格一個百円）、マックスバニラ、マックスカップチョコアンドバニラおよびマックスカップフレンチ（以上小売価格一個八十円）については一ケースにつきそれぞれ二点、その他の同社の主要アイスクリーム二十七種（この小売価格は一個五十円、四十円、三十円および二十円である。）については一ケースにつき一点とし、期間中の販売点数が左記基準に達した販売員（店主を含む。）に対し、その販売点数に応じて次の景品類を提供することを企画し、この企画

を実施した。

点数（点）	景品類	価額（円）
九、〇〇〇	ナショナル二〇カラーテレビ	九八、〇〇〇
	パイオニアステレオ	九五、〇〇〇
七、〇〇〇	香港マカオ三泊四日旅行	七八、〇〇〇
	日立電子レンヂ	六九、〇〇〇
	日立ルームクーラー	六六、〇〇〇
	東芝冷蔵庫北斗星	六三、〇〇〇
五、〇〇〇	韓国三泊四日旅行	六三、〇〇〇
	衣裳タンス	六〇、〇〇〇
	ウィルソンゴルフセット	五五、八〇〇
	パイオニアステレオ	五五、〇〇〇
	全自動洗たく機日立青空	三五、〇〇〇
三、〇〇〇	フジカシングル八ミリセット	三一、五〇〇
	ポータブルテレビ	二四、五〇〇
	その他二品	
二、〇〇〇	サントリーホームバーセット	二四、〇〇〇
	オリンパスカメラ	二三、九〇〇

ラジオカセットコーダー	二三、七〇〇	
その他三品		
一、〇〇〇	ＡＭＦボーリングセット	一二、〇〇〇
	その他四品	
五〇〇	座ぶとん一組	六、〇〇〇
	その他三品	
二〇〇	男性用化粧品セット	二、〇〇〇
	その他二品	

◦注　点数欄下欄の景品類のうち希望のもの一品を提供する。

しかして、協同乳業が卸売業者の販売員に対して行なう右景品類の提供は、当該販売員が勤務する卸売業者に対する景品類の提供とみるべきものであるから、右基準により十万円をこえる景品類の提供を受けることとなった卸売業者は、四十名である。

三　しかるに、協同乳業が相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定によれば年十万円をこえない範囲内の額でなければならないが、同社は、この制限をこえる景品類を提供したものである。

法令の適用

前記事実によれば、協同乳業の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年十一月二十二日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二